

平成二十一年三月三十一日付け広島県報（号外）第二十五号に登載の広島県規則第十八号（広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

健康福祉局保健医療部医務課長

七	三	二	二	一	ページ
三	二 の 後 から	二 の 三 〇 か ら 三 九	の 四 の 欄	一 二 の 欄	行
広島県立看護専門学校学則	総合実習	看護学概論 看護活動と倫理 看護研究の基礎 看護過程の演習 看護に共通する援助技術 フイジカルアセスメント 日常生活を支える援助技術 治療援助技術 臨床看護総論	倫理的思考	学校の評価	誤
広島県立三次看護専門学校学則	総合実習	基礎看護学 看護学概論 看護活動と倫理 看護研究の基礎 看護過程の演習 看護に共通する援助技術 フイジカルアセスメント 日常生活を支える援助技術 治療援助技術 臨床看護総論	論理的思考	学修の評価	正